

=研修・講習会=

令和3年度第1回自動車整備技能認定資格教習について

1. 募集種目

自動車整備技術コンサルタント（一級自動車整備士）

自動車整備技術スーパーアドバイザー（二級自動車整備士）

2. 受講申込み

①申込期間 4月16日（金）まで

②受講申込み方法 受講申請書に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

3. 受講料

		本教習	認定資格 教習	認定 ツール代	申請 手数料	費用 合計
コンサルタント	新技術免除無し	不要	¥9,100	¥20,010	¥3,300	¥32,410
	新技術免除有り	不要	¥2,300	¥20,010	¥3,300	¥25,610
スーパー アドバイザー	新技術免除無し	¥12,300	¥9,100	¥20,010	¥3,300	¥44,710
	新技術免除有り	¥12,300	¥2,300	¥20,010	¥3,300	¥37,910

※「新技術免除有り」については、令和2年度直近の整備主任者（技術）研修を受講済みの方が対象となります。

なおご不明な方は教育課までご相談下さい。

※認定ツールとは、認定証書額縁付、認定バッヂ、認定看板額縁付（IDステッカー及び事業場名ステッカー1枚付）となります。

（認定看板にはIDステッカーが3枚まで貼付できますので、同一事業場で3名までの登録であれば認定看板1枚注文でも可能です。）

4. 予定講習日程

①コンサルタント及びスーパーアドバイザー

自動車新技術（免除無しの方のみ）

6月 3日（木）9：00～16：00

認定資格教習

6月16日（水）13：00～16：00

②スーパーアドバイザー

スーパーアドバイザーベン教習

5月12日（水）9：00～16：00

5月24日（月）9：00～16：00

6月 7日（月）9：00～16：00

6月16日（水）9：00～12：00

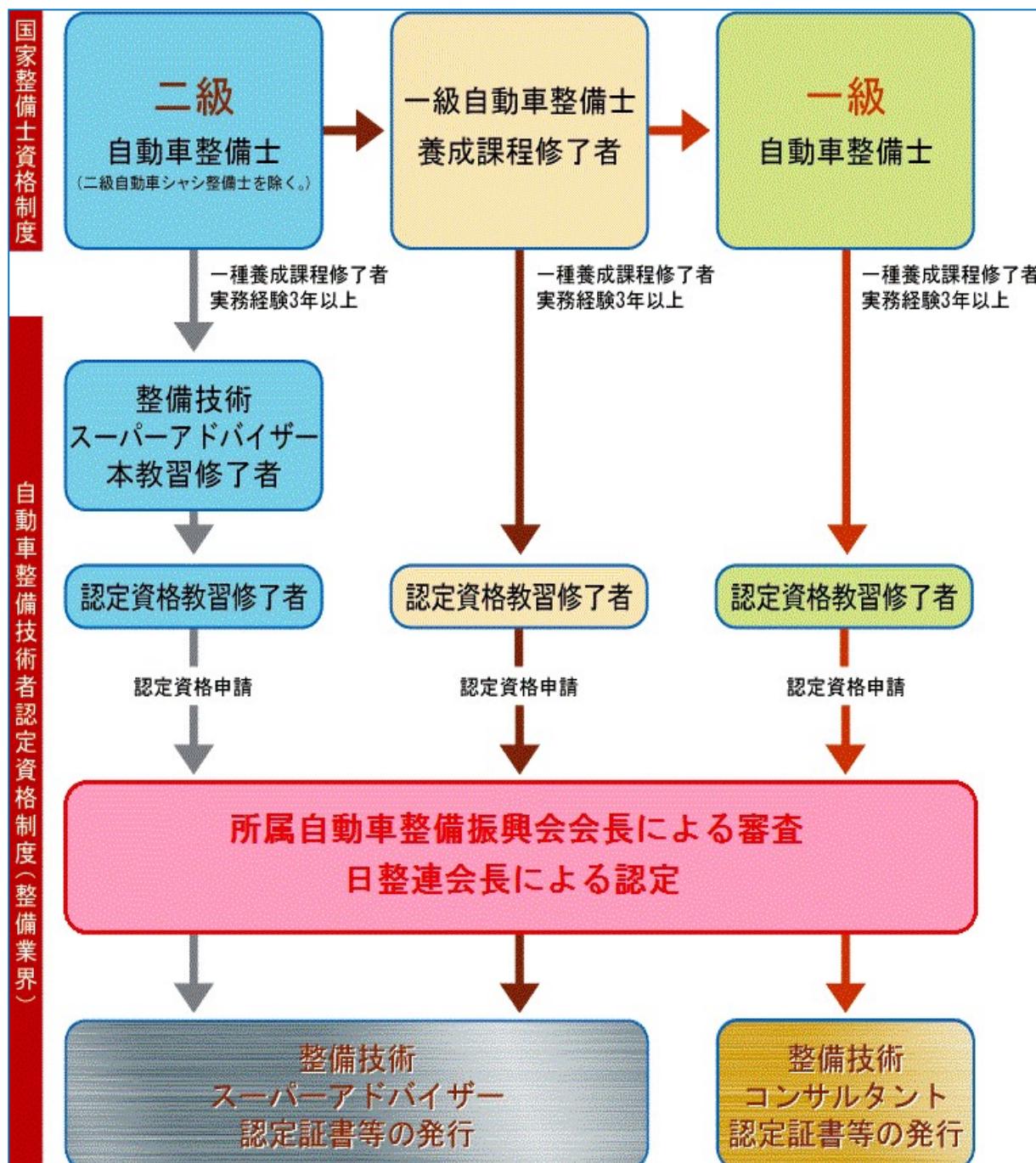
5. 受講資格

①コンサルタント

- (1) 一級自動車整備士
- (2) 山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- (3) 整備に該当する自動車運転免許証が有効な方（取り消し、停止中は不可）
- (4) 実務経験が3年以上の方

②スーパー アドバイザー

- (1) 二級自動車整備士
(二級自動車シャシ整備士を除く。)
- (2) 山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- (3) 整備に該当する自動車運転免許証が有効な方（取り消し、停止中は不可）
- (4) 実務経験が3年以上の方



ここに 『すごいメカ』がいる ～それは認定資格者～

自動車整備技術
コンサルタント

自動車整備技術
スーパーアドバイザー



詳細は、所属の自動車整備振興会へお問い合わせください。

認定資格には2種類の資格があります。

国家一級自動車整備士 対象
自動車整備技術コンサルタント

国家二級自動車整備士 対象
自動車整備技術スーパーアドバイザー

社団法人 日本自動車整備振興会連合会

自動車整備技術者 認定資格制度について

高い技術力と確かな整備説明の修得を
認定資格制度が支援します。



はじめに

近年、整備事業に求められているものは、「電子制御装置の整備能力」と「お客様へのアドバイザーフィール」です。これらのスキルを身に付けた方々を正に評価し、一級整備士がその能力を発揮しやすい環境を整える必要性から平成16年に自動車整備技術者認定資格制度が創設されました。

資格の種類には、国家一級自動車整備士を対象にした「自動車整備技術コンサルタント」と、
国家二級自動車整備士を対象にした「自動車整備技術スーパーアドバイザー」の二種類があります。

認定資格の取得メリット

- 専門的なコンサルティングやアドバイス手法の修得が自信につながり、お客様とのコミュニケーションがスムーズに進みます。
- お客様が整備相談・整備説明で行うコンサルティングやアドバイスを専門家の意見として尊重してくれます。
- 優れた整備技術で対応できるため、早く正確で分かりやすい診断対応が可能になります。
お客様の信頼度が向上します。
- 整備業界の信頼度向上が、お客様に波及でき。
それが、業界全体の社会的評価の向上と整備事業者の社会的地位の向上に貢献することになります。
- 資格取得時に発行される「認定看板」「認定証書」「認定バッジ」でお客様に対し、
認定資格者であることをアピールすることができます。

認定資格の取得要件 ※以下の要件が必要になります。

自動車整備技術コンサルタント 【国家一級自動車整備士対象】

- 一級自動車整備士
- 認証工場(整備の会員工場)に勤務
- 実務経験3年以上
- 自動車運転免許証が有効
- 認定資格教習修了者

自動車整備技術スーパーアドバイザー 【国家二級自動車整備士対象】

- 二級自動車整備士(シャシを除く)
- 認証工場(整備の会員工場)に勤務
- 実務経験3年以上
- 自動車運転免許証が有効
- 本教授又は一級自動車整備士養成課程修了者
- 認定資格教習修了者

・平成26年6月から更新に係わる講習が免除になりました

XXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX 認定資格制度にチャレンジしてみませんか? XXXXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
www.jaspa.or.jp

教 育 課

自動車整備技術認定資格取得ご希望の方は、下記にご記入の上、
教育課窓口にお申込み下さい。

なお、申込みは4月16日（金）までにお願いします。

お問い合わせ：教育課 055-262-4422

空欄にご記入下さい。また該当する□に レ 点をお願いいたします。

認証番号	8 -	支 部 名	支部
会 社 名			
氏 名		フ リ ガ ナ	
T E L	- - -	F A X	- - -

◆自動車整備士技能検定状況 並びに 整備主任者研修受講状況

- 2級自動車整備士検定 合格者
(2級シャシ自動車整備士を除く)
- 1級自動車整備士養成課程 修了者
(2級自動車整備士取得者のみ レ 点して下さい)
- 1級自動車整備士技能検定 合格者
(1級自動車整備士取得者のみ レ 点して下さい)
- 令和2年度整備主任者（技術）研修受講状況
令和 年 月 日 受講済み
(注) 検査員研修、整備主任者（法令）を受講されていても、講済みとはみなされないのでご注意下さい。
- 整備主任者技術研修認定機関の指導員であり、技術研修の講師をしている。

◆ 勤務状況、実務経験 並びに 運転免許証の有効等

- 山梨県自動車整備振興会の会員事業場に勤務している。

実務経験 3年以上

- (但し一種養成課程修了者の実務経験は、当該自動車整備士技能検定試験に合格した日から起算して3年以上)

- 運転免許証を所有し、免許証が取消し、停止でないこと

第137期技術講習所受講生募集のご案内について

1. 募集種目

一級小型自動車（A課程）・二級ガソリン・三級ガソリン

2. 募集人員

種 目	募集人員数
一級小型自動車（A課程）	20
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

（受講希望人員10人未満の場合は、開講しない場合があります。）

3. 受講申込み

①申込期間 2月8日（月）～3月12日（金）

②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入の上受講料を添えてお申し込み下さい。

受講者の都合により未受講となった場合、受講料の返却はいたしません。

4. 受講料

種 目		受講料	備 記
一級小型自動車 (A課程)	会員	92,800	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	132,600	
二級ガソリン	会員	59,800	
	会員外	86,000	
三級ガソリン	会員	59,800	
	会員外	86,000	

5. 講習日程予定

講習日程表は概ね下記の曜日を計画していますが、決定した講習日程表は受講者へ開講式の日にお渡しします。

① 一級小型自動車（A課程） 原則 木曜日の30日間を予定

② 二級ガソリン 原則 火、木曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）

③ 三級ガソリン 原則 火、木曜日の20日間を予定

⑤ 講習時間 9：10～15：50（1日6時限）

⑥ 開講式・全課程 4月20日（火）

受付8：30～8：45、開講式9：00

2級、3級ガソリンは、開講式終了後、講習を実施。

一級課程は開講式のみを行った後、予定等のオリエンテーションを実施します。

・一級小型自動車

修了式（予定） 2022年 3月 初旬

・二級か・三級か

修了式（予定） 2021年 9月 中旬

6. 受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

一級小型自動車 (A課程)	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業について3年以上の実務経験を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業について3年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業について、1年以上の実務経験を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)

7. 受講修了特典として各科目の検定実技試験が免除されます！

検定実技試験免除は、各科講習修了日より2年間を超えると無効になりますので、この期間内で登録学科試験を受験、合格した後、全部免除申請として国に申請し整備士資格を受けて頂くこととなります。

詳細は、教育課までお問い合わせ下さい。

8. その他

- ① 本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ② 受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③ デジタルサーキットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）
※ 自動車整備商工組合購販課で取り扱っています。

	金額（税込）
☆白色作業服	3,740円（S～3Lまで）
	4,370円（4L～BXL）
☆デジタルサーキットテスタ	7,330円

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習のご案内について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であって支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

つきましては、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記のとおり開催しますのでご案内します。

1. 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
3月19日（金）	2月22日（月）～3月5日（金）
4月13日（火）	3月8日（月）～3月19日（金）
5月17日（月）	4月12日（月）～4月23日（金）

※申込期間中、申請書類を窓口に提出して申込をして下さい(FAX等で申込はできません)。

2. 時間割

① 実習及び学科受講者

	受付時間	講習時間
実習	9：00～9：30	9：30～12：30
学科	13：30～14：00	14：00～15：00
試問	15：00～15：30	15：30～16：00
合格発表		16：30～

② 試問のみの方（学科及び実習受講済みの方）

受付	10：00～10：15
試問に関する注意事項	10：15～10：30
試問	10：30～11：00
合格発表	11：30～

3. 会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

4. 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官

山梨県自動車整備振興会技術講習所専任講師

5. 講習内容

実習 【3.0時間】	・先進安全技術の概要 ・先進安全技術の用いられるセンサー類等 ・電子制御装置整備に必要な重要事項 ・センサー類のエーミング作業 等
---------------	--

学科 【1.0時間】	・自動車特定整備事業について ・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況 ・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法 ・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	・試問

6. 定 員 ①実習及び学科受講者

実習 25名 学科及び試問 49名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

②試問のみの方 (学科及び実習受講済みの方)

試問 98名 (先着順、定員になり次第締め切りとします。)

7. 受 講 料

	受講料	資料代
学科	無料	
実習	2,500円	500円

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

8. 申請書類 (1) 受講申請書 1枚
(2) 受講票 1枚

【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】

- (3) 写真2枚 (縦4cm、横3cm)
(4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳
(5) 実習受講済みの方は、実習受講証
(6) 実習を受講する方は、実習申込書
(7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳 (学科 (検査員研修等) を受講済みであることを証明するため)

9. 持ち物 (1) 筆記用具 (鉛筆又はシャープペンシル)
(2) 消しゴム
(3) マーカーペン

(4) お持ちの方は『令和2年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト(国土交通省自動車局整備課作成)』

タイヤ空気充填特別講習会の報告について

標記講習会は、2月8日（月）振興会研修センターにて振興会専任講師より5名の受講者にて開催しました。

本講習内容を再確認し、安全第一を常に心がけ、今後の作業を行われるようお願いします。



電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習が開催されました

標記講習会は、2月10日（水）、2月15日（月）振興会研修センターにて専任講師により実習講習を37名の受講者で実施しました。

また、山梨運輸支局により学科講習・試問が実施され、94名が標記講習を修了しました。



南巨摩北支部エーミング講習の報告について

2月12日（金）振興会実習場にて四輪アライメントテスターの取扱いに関する講習会を実施しました。各自アライメント調整の大切さを理解し、調整作業に精力的に取り組み手順の確認を行いました。



四輪アライメント・テスタ利用申込書及び借用書

山梨県自動車整備商工組合 御中

「四輪アライメント・テスタ」下記利用要領について十分承知しましたので借用願います。

利用希望日	年 月 日 午前・午後		支部名	支 部
認証番号	8 -	事業場名	印	
使用者			TEL	()

車両情報

車両メーカー名		車 名	
初年度登録年月	年 月	型 式	
車台番号		エンジン型式	
グレード		車両データ	有・無 事務局記入欄

借り受けのテスタ等が、万が一不具合を生じた場合には、職員及び利用者と共に立会い確認し不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円は利用事業場が費用を負担することを承知します。

受付日	受付者	日程確認	受講確認	立会予定者	振興会確認	使用者確認
令和 年 ／		令和 年 ／ 午前・午後	年 ／			

スキャンツール利用申込書及び借用書

一般社団法人 山梨県自動車整備振興会 御中

品 名	ツール本体	日立 HDM3000 デンソー-DST-2 インターサポート G-Scan 日本ベンチャー-DT-3300				
	附属品類	取扱い説明書 その他付属品	ダイアグケーブル ()	データ取込用 CD		
使用日	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () まで					
<p>「貸出し注意事項」について十分承知いたしましたので、上記の機器を貸出し願います。</p> <p>なお、借り受けた機器本体を「故障」、「破損」、「紛失」させた場合は、免責費用を負担することを承知し、付属品も同様にした場合は、実費負担することを承知いたします。</p>						
支 部 名	支 部	認証番号	8 -			
事業場名						
事業主名	(印)	TEL	()			
(注) 貸出しについては基本的に事業主とします。事業主以外への貸渡しの場合は免許証の写しを頂きます。						

※事前に電話にて貸出し可能か確認願います。

※下記の注意事項を必ずご確認頂き、十分承知されてから上記太枠内を記入し教育課へ仮申し込みのFAXをして下さい。

※教育課窓口にて借り受ける時に、本「申込書及び借用書」を提出して下さい。

教育課 TEL 055-262-4422 FAX055-263-4420

受付日	受付者	貸出日	貸出者	故障、欠品確認	受領日	受領者	故障、欠品確認
令和 年 ／		令和 年 ／			令和 年 ／		